準確定申告の必要書類チェックリスト

相続を知った日の翌日から4か月以内。そろえたら□に印を付けます。

亡くなったことを知った日：＿＿＿＿＿＿＿＿　→　期限（4か月）：＿＿＿＿＿＿＿＿

誰でも出す書類

□	**準確定申告書** 1月1日から亡くなった日までの所得と税額を書く
□	**確定申告書付表（死亡した者の所得税の付表）** 相続人全員の名前・住所・続柄・相続分などを書く。いつも付ける。e-Tax で出すときは、相続人が1人でも付表をデータで付ける
□	**申告書を出す相続人の本人確認書類** マイナンバーカード（写しなら表と裏）か、番号の確認書類＋身元の確認書類。準確定申告では番号の確認書類の提示か写しが要る

当てはまるときに足す書類

	当てはまるとき	足す書類
□	還付金を代表の相続人がまとめて受け取る	**委任状（準確定申告書用）** 付表とは別に出す
□	相続人が2人以上で、e-Tax で出す	**準確定申告の確認書** 各相続人が申告の内容を確かめて名前を書いたもの（PDF で送る）
□	医療費控除を受ける	**医療費控除の明細書** 亡くなった日までに本人が払った医療費だけ。亡くなった後に家族が払った分は入らない
□	国民年金の保険料を払っていた	**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書** 亡くなった日までに払った分
□	生命保険料・地震保険料を払っていた	**保険料の支払額の証明書** 亡くなった日までに払った分。旧生命保険料で1契約9千円以下は不要
□	事業・不動産の収入があった（個人事業・アパートなど）	**青色申告決算書か収支内訳書** 収入と必要経費の内訳

書くときに手元に置くもの（例）：給与・公的年金の源泉徴収票（出さなくてよいが、書くときに使う）・医療費の領収書（明細書を作る元）・亡くなった年の通帳の記録
給与・退職・公的年金の源泉徴収票は、申告書に付けて出さなくてよくなっています（2019年4月から）。国税庁の「確定申告書等作成コーナー」では、準確定申告書は作れません（e-Tax ソフトなどを使う）。

相続人が2人以上なら、全員が名前を連ねて1通出すのが基本。ほかの相続人の名前を書き添えて、各人が別々に出すこともでき、その場合はほかの相続人に内容を知らせます。

出典：国税庁 タックスアンサー No.2022「納税者が死亡したときの確定申告（準確定申告）」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁「令和7年分 確定申告の手引き 申告書に添付・提示する書類」／国税庁「所得税及び復興特別所得税の準確定申告のe-Tax対応について」／国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問「平成31年4月1日以後に確定申告書等を提出する場合の添付書類について」（2026/11/12 確認）